

- ・本人確認を実施しますので、身分証明書を提示してください。
- ・同じ日に複数回搬入する場合も、都度、宣誓書を提出してください。

便乗ごみ持ち込み防止の観点からご協力をお願いします。

No. _____

災害ごみ持ち込み宣誓書

下記の事項を遵守し、災害ごみを場内に持ち込みます。

- 1 令和8年8月27日に発生した大雨による災害ごみのみ場内に持ち込みます。
- 2 持ち込みする災害ごみは、羽咋市が指定する災害ごみの分別ルールのとおり、分別します。

令和8年 8 月 27 日

羽咋市長 あて

宣誓(持ち込み)する者(太枠内を記入)

氏 名 (中小企業等の場合は名称・代表者名・持ち込み者名)	羽咋 太郎
災害ごみの発生場所	羽咋市 旭町ア200
連絡先	000-1234-5678
【ごみの種類】 ☒ 家電 ☐ 金属くず ☐ 壁材 ☐ ガラス、陶器くず ☒ 可燃粗大ごみ ☐ コンクリート ☐ 瓦 ☐ 畳 ☐ 土砂がれき	
【受付時チェック】 身分証明書	☐ 免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ ボランティア証 ☐ その他()

実際に仮置場に持ち込みに来る方の氏名を記入してください。

災害ごみが発生した場所を地番まで記入してください。

◆事業者は下記事項の確認を行い、左側のチェック欄に「✓」を入れてください。

下記に該当する中小企業等は、一般家庭から発生した災害ごみと性状が同じものに限り仮置場に持ち込むことができます。産業廃棄物となるものは持ち込みできません。

チェック欄

☐

中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第 1 項各号の規定による中小企業に該当します。

(宗教法人、医療法人、一般財団法人等において、医療を主たる事業とする法人は従業員数が 300 人以下、その他の法人は従業員数が 100 人以下のものは中小企業等とみなします。)